

## 法令の区分

**法律** : 国会で制定 (**食品衛生法**)

**政令** : 内閣によって制定 (**食品衛生法施行令**)

**省令** : 総理大臣或いは各省大臣によって制定  
(**食品衛生法施行規則**)

**告示** : 公の機関が、その決定した事項等を公式に広く一般に知らせる事。 (**官報告示**)

**通知** : 通知には様々なものがあるが、行政の統一性を確保するための法令解釈の基準、行政行為の裁量の基準等がその例であり、必ずしも法律の根拠を必要としない。 (**課長通知**)

**条例** : 地方自治体が制定する法形式です。 (**大阪府条例**)

**法令** : **法律、政令、省令**



### 食品衛生法第11条②

(食品又は食品添加物の基準及び規格)

前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。